

## 国産農畜産物増産・自給率向上に関する意見書

世界的な穀物需給は構造的な逼迫に急転換したことから、穀物価格は史上最高水準まで高騰しており、わが国の食料の安定供給に重大な支障が生じています。また、原油・肥料・飼料など生産資材価格も史上最高水準まで高騰しており、農業者の経営は危機的状況となっております。

このような状況にもかかわらず、わが国の食料自給率は40%まで低下しており、国は、食料安全保障の観点から、農業者の経営安定を確保することを前提に、国産農畜産物の増産と食料自給率の向上に向けた取り組みを国家戦略として位置づけ、農地政策、担い手政策、品目政策、税制対策など総合的な政策と十分な予算を確保する必要があります。

また、農業者とJAグループは、生産性の向上に徹底して取り組んでいるものの、現下の生産資材価格の高騰は、我々の努力のみでは到底解決できないほど困難な事態となっており、国は、補正予算対策も含めた万全な対策を緊急に措置する必要があります。

よって、国会及び政府においては、下記事項を措置されるよう強く要望いたします。

### 記

#### I. 原油・肥料・飼料高騰に関する緊急対策について

##### 1. 原油高騰対策

- 燃油使用量を削減するため、ヒートポンプや多重カーテンなど省エネルギー設備・施設整備対策を充実・強化すること。

また、これらの設備・施設の活用にとまなう電力料金の営農用特別価格を設定すること。

##### 2. 肥料高騰対策

- 肥料流通の合理化をすすめるとともに、土壌分析にもとづく低成分肥料の活用や施肥効率の向上等の取り組みを支援する対策を講じること。

##### 3. 飼料高騰対策

- 穀物価格等の上昇により、配合飼料価格が6月の追加対策時の想定を超える場合には、経営安定に向けた追加対策を講じること。

- 将来的な飼料価格が高止まりした場合に対応できる新たな経営安定対策を確立すること。

当面は、配合飼料価格安定制度の安定的な運用に向け、農業者・メーカーの負担を最小限に抑えたいうえで、十分な予算を確保すること。

#### 4. 生産コストに着目した経営安定対策等の確立

- 原油・肥料・飼料高騰による生産コストの上昇分については、販売価格に適切に転嫁するサーチャージ制度などの仕組みを確立すること。
- 原油・肥料・飼料高騰による急激なコスト上昇に直接対応するセーフティネット対策や、品目ごとの生産コストの増大に着目した経営安定対策を早急に確立すること。
- 野菜については、生産コスト上昇をふまえ、野菜価格安定制度の交付基準となる保証基準額を引き上げること。

## II. 農地制度、品目対策等について

### 1. 農地を農地として利用する農地制度の確立

#### (1) 農地を農地として利用する農地制度への見直し

- 耕作放棄地の解消と優良農地の確保、農地の面的集積など、わが国の農地を最大限かつ効率的に活用する農地制度に見直すこと。
- 農業の担い手を確保し、農地の農地としての利用を確保するため、農地を「所有」と「利用」に分離し、利用権による農地の利用集積を促進する制度を確立すること。

また、相続税納税猶予制度など必要な税制上の措置を講じること。

- 利用権による利用集積の促進にあたっては、長期安定的な食料供給を担保するため、農地を農地として利用する責務を明確化すること。
- 農地転用許可制度・農業振興地域制度については、引き続き、国が明確に関与すること。

#### (2) 新たな面的集積システムの確立

- 地域ごとに農地を面的に集積する農地利用ルールを確立するとともに、地域の担い手を中心とした調和ある農地利用の仕組みを確立するため、全市町村・全農地において、新たな面的集積システムを構築すること。

### (3) 耕作放棄地等の受け皿対策

- 農地の受け手が当面いない地域等においては、市町村等が一元的に耕作放棄地を保全管理（中間保有も含む）し、地域の担い手等に再配分する仕組みを構築すること。

### (4) 都市農業の振興対策

- 都市住民のニーズに対応した多面的な機能を発揮する都市農業の振興や都市農地の保全などをすすめる政策を確立すること。

## 2. 地域の担い手の育成と多様で幅広い農業者の確保対策

- 個別経営をはじめ集落営農組織や農業法人といった多様な担い手を育成するため、将来の「担い手予備軍」を養成する支援対策を拡充・強化すること。

- 担い手の経営改善・発展を支援するため、「担い手アクションサポート事業」、「集落営農総合支援事業」、「担い手経営発展支援リース事業」等を拡充・強化するとともに、関係機関が一体的に地域農業の振興に機能を発揮できる体制整備を支援する対策を講じること。

## 3. 主食用米の計画生産とあわせた自給率向上作物の増産

### (1) 自給率向上作物の生産拡大対策

- 国内の農業資源を最大限に活用し、生産調整の実効確保を基本に、自給率の低い麦・大豆や飼料用米、米粉用米等の自給率向上作物を増産させる仕組みを確立すること。

### (2) 生産調整実施者に対する万全の経営安定対策

- 米価の下落に対し、生産調整実施者の主食用米の生産コストをカバーする万全の経営安定対策を確立すること。

### (3) 用途に応じた米の備蓄政策等の見直し強化

○ 政府米の運営について、MA米のあり方とあわせ十分な検証を行い、主食用に加え加工用、飼料用等の生産を支援するための国による備蓄運営を実施し、戦略的かつ柔軟な制度を確立すること。

○ 米を主食とするアジアへの国際貢献の立場とMA輸入米の活用をはかる東アジア緊急米備蓄プロジェクトを早期に本格実施すること。

#### (4) 新規需要米等の開発や販売を起点とした流通・消費スキームの確立

○ 新規需要米等の需要開発や、生産から流通、加工、販売までが連携し、確実に流通・消費される体制に向け、必要な支援対策を措置すること。

### 4. 飼料価格高騰に耐えられる畜産・酪農の体質強化

#### (1) 生産コストに着目した抜本的な畜種別経営安定対策の確立

○ 畜産生産基盤を維持・拡大させるため、畜種ごとに生産コストに着目した抜本的な畜種別経営安定対策を措置すること。

#### (2) 畜産生産基盤の維持・拡大対策

○ 経営悪化による生産基盤の弱体化を防ぐため、円滑な経営継承等の取り組みをすすめる対策を充実・強化すること。

○ 繁殖基盤の強化に向けた体制整備をすすめるとともに、地域実態に応じた増頭の取り組みをすすめるための対策を充実・強化すること。

#### (3) 自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営の確立

○ 輸入飼料への依存度を低減するため、水田や草地など国内における農地を最大限活用した自給飼料の増産を推進すること。

#### (4) 生産性向上・低コスト生産等の促進対策

○ 飼料効率や増体率の向上など配合飼料使用量の低減や、低コスト生産の取り組み普及や技術開発などを加速させる対策を確立すること。

○ と畜場や中小乳業等の再編・整備等の効率化など、流通コストを低減する対策を推進すること。

- 畜産物の直販・生協との連携や、指定団体内の酪農系組織の見直し等による安定的な手取り確保に向けた取り組みをすすめる対策を確立すること。

#### (5) 新たな需要の創出など需要拡大対策

- 円滑な価格転嫁をはかるため、世界の富裕層に向けた輸出など新たな需要を拡大する対策を措置すること。

### 5. 青果物における加工用・業務用対応の強化等

#### (1) 加工用・業務用の生産・流通対策の確立

- 加工用・業務用仕向けの産地づくりをすすめるなど、国産対応が遅れている加工用・業務用の生産・供給体系を確立すること。
- 流通コストの一層の削減に取り組むとともに、マーケティングにもとづく有利販売をすすめるため、市場外流通への対応を強化すること。

#### (2) 加工用・業務用に対する経営安定対策の確立

- 加工用・業務用対応を支援するため、生産現場と食品製造企業等をつなぐ果汁工場等を含む中間事業者に対する経営安定対策を確立すること。

#### (3) 新たな需要拡大対策

- 国産青果物の高品質を重視した輸出推進や機能性などに着目した新たな需要を拡大する対策を措置すること。

#### (4) 労働力の確保対策

- 高齢化や過疎化による労働力不足を解消するため、省力的栽培や労働力調整システムを確立するとともに、国際貢献を基本とした外国人研修制度への対応を強化すること。

### 6. 脱原油と循環型農業への転換対策

#### (1) 脱原油対策の確立

- 脱原油に向け、木質バイオマスやソーラーシステム、風力・水力発電など、環境に配慮した自然エネルギーを活用した施設園芸への転換、鉄道輸送も含めた流通システムへの転換、加工段階の見直し等の対策を検討すること。

## (2) 循環型農業への転換対策

- 肥料流通の合理化をすすめるとともに、耕畜連携のさらなる促進に向けた堆肥流通や散布等への支援対策を充実・強化すること。
- 農地・水・環境保全対策で、化学肥料・農薬の低減などの営農活動支援により、環境負荷低減の取り組みを促進する 対策を強化すること。
- 輸入飼料への依存度を低減するため、国内の農地等を最大限活用した自給飼料増産対策や、配合飼料使用量の低減など低コスト生産に取り組む農業者に対する支援対策を充実・強化すること。あわせて、生産性向上や技術開発の加速、流通コストの低減対策を強化すること。

## 7. 加工食品の原料原産地表示の徹底

- 国産の優位性を確保するため、全ての加工食品の原料原産地表示を徹底するとともに、外食についても原産地表示を 義務化すること。

## 8. 新たな制度・技術対策の確立

### (1) 知的財産制度の確立

- 農業技術や種子・精子など農業分野における有形・無形の財産を海外に流出させないため、人材の育成を含めた知的 財産戦略の確立と保護対策を確立すること。

### (2) 新技術の研究開発の促進

- 食料需給が構造的に逼迫しているなかで、国産農畜産物増産をはかるための優良品種の確保やゲノム解析の促進など 、わが国独自の新技術の研究開発を強化すること。
- 遺伝子組み換え農産物は、長期的な安全性など消費者に根強い不安感があることから、国産の非遺伝子組み換え農産 物を増産し安定供給する戦略を確立すること。

### (3) 環境負荷低減技術の開発と普及

- 環境保全型農業や有機農業に対する消費者の関心が高まるなか、I P M（総合的病害虫・雑草管理）等の環境負荷低 減技術の開発を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年 9月26日

内閣官房長官 河 村 建 夫 様

宮城県東松島市議会

議長 佐 藤 富 夫